明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第四十条の七の見出し中「乗合自動車」を「貨物自動車」に改め、同条第１項及び第２項を次のように改める。

法第九十条の十四第１項に規定する財務省令で定める牽引自動車は、当該牽引自動車に係る自動車検査証において道路運送車両法施行規則第三十五条の三第１項第十四号の二に規定する第五輪荷重について明らかにされている自動車とする。

２　法第九十条の十四第１項に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第１号及び第九十三条第二項第１号の基準（車両安定性制御装置（法第九十条の十四第１項に規定する車両安定性制御装置をいう。第六項及び第七項において同じ。）に係るものに限る。）とする。

第四十条の七第三項及び第四項中「第九十条の十四第１項第１号」を「第九十条の十四第１項」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

５　法第九十条の十四第１項に規定する側方衝突警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の五及び第百四十五条の五の基準とする。

６　法第九十条の十四第１項に規定する財務省令で定める検査自動車は、当該検査自動車に係る自動車検査証において当該検査自動車が車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。次項において同じ。）、車線逸脱警報装置（同条第１項に規定する車線逸脱警報装置をいう。次項において同じ。）及び側方衝突警報装置（同条第１項に規定する側方衝突警報装置をいう。第九項において同じ。）を装備した車両であることが明らかにされている自動車とする。

第四十条の七第七項から第九項までを削り、同条第十項中「第九十条の十四第五項」を「第九十条の十四第二項」に、「に当該」を「において当該」に、「記載されて」を「明らかにされて」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の二項を加える。

８　法第九十条の十四第二項第１号に規定する財務省令で定める自動車は、乗車定員十人以上の自動車（立席を有するものを除く。）とする。

９　法第九十条の十四第三項に規定する財務省令で定める検査自動車は、当該検査自動車に係る自動車検査証において当該検査自動車が側方衝突警報装置を装備した車両であることが明らかにされている自動車とする。

別表第一の表中「㊞」を削り、「証印」を「受理日付印」に改める。

別表第一の二の表中「㊞」を削り、「証印」を「確認」に、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の三の表中「㊞」を削り、同表の備考２(5)中「第41条の２第３項本文」を「第41条の２第５項本文」に改める。

別表第一の三の表中「㊞」を削り、「証印」を「確認」に、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の四の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改め、同表の備考１(3)中「５(2)に」を「５に」に改め、同表の備考５中「施行令第２条の４第３項において準用する所得税法施行令第43条第３項に規定する」を削り、「同項各号」を「施行令第２条の４第３項において準用する所得税法施行令第43条第３項各号」に改める。

別表第一の五の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の六の表中「㊞」を削り、同表の備考２(7)中「同令第41条の２第３項本文」を「施行令第２条の４第３項において準用する所得税法施行令第41条の２第５項本文」に改める。

別表第一の七の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の二の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の三の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の四の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の五の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の六の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の七の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の八の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の九の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の十の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の十一の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の十二の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の十三の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の十四の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の十五の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の十六の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の十七の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の十八の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の十九の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第一の七の二十の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改め、同表の備考３(3)中「同条第５項の規定による申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に、「、当該申告書」を「、当該財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に改め、同表の備考４(2)中「第４条の３第４項第３号」と」の次に「、「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」と」を加え、同表の備考５中「ついて」を「おいて」に改める。

別表第一の四の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改め、同表の備考１(2)中「の規定による」を「に規定する財産形成年金貯蓄に関する事務の全部の」に改め、同表の備考１(3)中「第２条の19」を「第２条の19第１項」に、「同条に」を「同項に」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同表の備考１(5)中「の規定による」を「に規定する財産形成年金貯蓄に関する事務の全部の」に改め、同表の備考１(6)中「第２条の19」を「第２条の19第１項」に、「同条に」を「同項に」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同表の備考５(3)及び(5)中「第２条の19」を「第２条の19第１項」に改める。

別表第一の四の二の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改め、同表の備考３(4)中「法第４条の２第５項の規定による申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に改め、同表の備考４(2)中「法第４条の２第５項」を「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に、「法第４条の３第５項」を「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」に、「第３条の５第10項」を「第３条の５第12項」に改める。

別表第一の五の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改め、同表の備考３(3)及び備考５(2)中「第３条の５第10項」を「第３条の５第12項」に改める。

別表第一の五の二の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改め、同表の備考３(5)及び備考５(2)中「第３条の５第10項」を「第３条の５第12項」に改める。

別表第一の六の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改め、同表の備考３(3)中「法第４条の２第５項の規定による申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に改め、同表の備考４(2)中「法第４条の３第５項の規定による申告書」を「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に、「法第４条の３第５項」を「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」に改める。

別表第一の七の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改め、同表の備考２(2)中「、当該」を「において、当該」に、「法第４条の３第５項の規定による申告書」を「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」に、「場合には」を「ときは」に改める。

別表第一の七の二の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第七の一の表の備考２(2)ロ中「第25条の10の11第８項」を「第25条の10の11第９項」に改め、同表の備考２(9)を同表の備考２(10)とし、同表の備考２(8)の次に次のように加える。

(9)　第18条の13の５第２項第６号ロ又は第７号ロに規定する必要経費に算入されるべき金額がある場合には、その旨及び当該必要経費に算入されるべき金額を「摘要」の欄に記載すること。

別表第七の一の表の備考１(2)イ(3)中「第25条の10の11第８項」を「第25条の10の11第９項」に改め、「部分の金額」の次に「及び特定費用の金額」を加える。